

平成21年(行コ)第269号 ハッ場ダム費用支出差止等請求控訴事件
控訴人 柏村忠志 外19名
被控訴人 茨城県知事 外1名

準備書面(6)

平成25年2月7日

東京高等裁判所第10民事部 御中

被控訴人兩名訴訟代理人弁護士

伴

義



被控訴人茨城県知事指定代理人

小 又

眞



山 口

雅

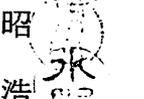


大 高



朝 日

光



水 野

正



渡 辺

北



岩 田

孝



金 井

政



志 田

健



井 上

和



今 井

和



道 口

直



被控訴人茨城県公営企業管理者指定代理人

大 信

保



神 谷

仁



白 田

元



目 次

第1	原判決の問題点	3
1	利水に関する負担金	3
2	治水に関する負担金	12
3	水特法負担金及び基金負担金	19
4	一般会計繰出金	20
5	小括	21
第2	控訴人らの主張に対する反論	22
1	利水に関する負担金関係	22
2	治水に関する負担金関係	25
3	水特法負担金及び基金負担金関係	28
4	一般会計繰出金関係	28
5	ダム使用权設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実の違法関係	29
第3	結論	29

被控訴人らは、原審における被控訴人ら準備書面（１７）において、被控訴人らのそれまでの主張（答弁書及び準備書面（１）～（１６））を整理し、その後の事情により準備書面（１８）～（２０）においてその補足をするとともに、準備書面（２１）において、原審における控訴人ら最終準備書面（１）～（７）に対応する被控訴人ら主張の準備書面を指摘し補充している。

被控訴人らの法律上の主張（ハッ場ダムに関する制度等の説明を除く財務会計行為論）は、原審における被控訴人ら準備書面（１７）第４（１４頁ないし３０頁）及びそこに掲記の原審における被控訴人ら準備書面並びに同（１８）、同（２０）第２（２頁ないし５頁）及び同（２１）第１（４頁ないし１２頁）に述べたとおりである。

そこで、被控訴人らは、本準備書面において、原判決の法律上の判断（財務会計行為論）についての問題点を指摘するとともに、控訴人ら控訴理由書第１部、第３部、第８部及び第９部の主張並びにこれらを補充した控訴人ら準備書面（３）第２章及び同（１２）第１の主張に対し、反論することとする。

第１ 原判決の問題点

１ 利水に関する負担金（原判決の表示：建設費負担金、被控訴人らの表示：特定多目的ダム建設工事負担金又は利水負担金）

(1) 原判決は、茨城県企業局長（以下「企業局長」という。）及びその専決権者の利水に関する建設費負担金の国庫への納付が違法になる場合等について、次のように判示している。

まず、争点(2) [本件各訴えの適法性（監査請求前置、原告らの主張はそれ自体失当か）] (判決書５９頁以下)において、「建設費負担金については、……被告企業局長は、国土交通大臣の納付の通知に基づいて建設費負担金を納付するものであり、この点だけをみれば当該納付通知の法的拘束力を受けるものではあるが、被告企業局長が建設費負担金を負担する理由は、被告企業局長（被控訴人ら注：「茨城県知事」の誤り。）が利水上の必要性の観点から八

ハッ場ダム使用権の設定申請をしたことによるものであり（特ダム法4条，7条），また，手続上及び事実上一定の制約はあるとしても，特ダム法自体がダム使用権設定予定者の一方的な意思によりダム使用権の設定申請を取り下げることができるとしているのであるから（特ダム法12条，16条等），国土交通大臣による納付通知を受けた被告企業局長としては，その合理的な裁量に基づいてダム使用権設定予定者たる地位の維持及び建設費負担金の支出という（被控訴人ら注：についての？）判断をすべきであると考えられ，建設費負担金を支出することが，かかる合理的裁量を逸脱した場合には，その支出は違法となるというべきである。そして，被告企業局長がその合理的裁量を逸脱してハッ場ダム使用権設定予定者たる地位を維持し建設費負担金の支出をしている場合には，被告知事が茨城県の水道事業会計（被控訴人ら注：「一般会計」の誤り。）から水道事業特別会計へ繰出金を支出することが違法となる場合があり得るといふべきである。」（判決書60頁13行目ないし61頁7行目）としている。

そして，争点(3)〔茨城県の利水関係のハッ場ダム建設にかかる負担金の支出等の違法性〕（判決書64頁以下）において，「前記2記載のとおり，被告企業局長がハッ場ダムの使用権設定申請を取り下げずに建設費負担金を支出したことがその合理的な裁量の範囲を逸脱したものといえる場合には，被告企業局長が建設費負担金を支出することは違法というべきであるから，以下，被告企業局長にこのような財務会計行為上の注意義務違反があったといえるかにつき判断する。」（判決書64頁3行目ないし7行目）として，最少経費最大効果の原則（地方自治法2条14項，地方財政法4条1項）と利水政策，水源確保と水道事業者の責務等について説示し（判決書64頁8行目ないし66頁5行目），「そうすると，本件財務会計行為が違法となるのは，被告企業局長が，明らかに不合理な推計（被控訴人ら注：水需要の推計）をもとに本件財務会計行為をしたなど特段の事情がある場合に限られるといふべきで

ある。」(判決書66頁6行目ないし8行目)として、茨城県の水需要に関する予測について検討した上(判決書66頁9行目ないし73頁13行目。なお、ここでの判示は、以下に述べるとおり、誤解に基づいたものと思われるものがある。),「よって、被告企業局長が明らかに不合理な推計をもとに本件財務会計行為をしたなどの事情を認めるに足りる証拠はない。」(判決書73頁14・15行目)と結論付けている。

原判決は、企業局長の利水に関する負担金の国庫への納付が違法となる場合として、一方で、企業局長が「ハッ場ダム使用权設定申請を取り下げずに建設費負担金を支出したことが合理的な裁量の範囲を逸脱したといえる場合」とし、他方で、水道事業者の責務等の説示を踏まえつつ、同局長が「明らかに不合理な推計をもとに本件財務会計行為をしたなどの特段の事情がある場合」であるとしており、その趣旨は不明瞭であるが、おそらく、企業局長が、不合理な水需要予測のもとで、ハッ場ダムのダム使用权設定申請を取り下げることなく、利水に関する負担金を国庫に納付するのは、違法であるということなのであろう。

(2) しかし、原判決が控訴人らの主張を退けた結論自体は妥当であるが、原判決のこのような判断枠組の設定は、以下に述べるとおり、当を得たものとはいえない。

ア まず、上記原判決のうち誤解に基づいていると思われる点について指摘する。

原判決は、茨城県の知事部局である企画部水・土地計画課が平成14年3月と平成19年3月に作成した「いばらき水のマスタープラン」をハッ場ダム建設事業への参画や企業局長の利水に関する負担金の納付と関連付けているが(判決書66頁20行目ないし73頁13行目)、マスタープランでの予測とハッ場ダム建設事業への参画は関係がなく、この部分の判示は不適切である。このことについては、被控訴人ら準備書面(1)第1

の7（29・30頁）及び第2の1（37・38頁）に述べたほか、茨城県が八ッ場ダム建設事業に参画した経緯については被控訴人ら準備書面（1）第1の2（7頁ないし10頁）に、茨城県企業局が八ッ場ダム建設事業を必要とした理由については同準備書面第1の4（12頁ないし23頁）に、それぞれ述べたとおりである。

また、原判決はダム使用权設定申請の取下げ（八ッ場ダム建設事業からの撤退）についてのみ言及しているが、その当否は別として、もし取下げを問題とするのであれば、控訴人らの主張を付度する限り、八ッ場ダム建設事業への参画水量の減量申請（変更申請）にも言及すべきであろう。

イ 次に、原判決は、この種の事案のリーディングケースで一日校長事件として知られる最高裁平成4年12月15日第三小法廷判決（民集46巻9号2753頁。以下「平成4年最高裁判決」という。）を一応挙げているが（判決書60頁2行目ないし12行目）、その趣旨を正解しているとはいい難く、住民訴訟の性質を無視しているといわざるを得ないということである。

平成4年最高裁判決は、当該職員に対する旧4号損害賠償代位請求訴訟（現4号損害賠償請求義務付け請求訴訟。地方自治法242条の2第1項4号）において、「右職員（被控訴人ら注：当該職員）に損害賠償責任を問うことができるのは、先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてなされた右職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なときに限られる。」（判示事項の1）というものであるが、この判例は、財務会計上の行為をする権限を有する者は、当該行為を行うに際して、誠実執行義務の観点からその行為の「原因」となっている非財務会計行為の適否を「見直す義務」があり、その原因行為に瑕疵（違法事由）があるにもかかわらずこれを是正等することなく、漫然と当該財務会計行為に及べば当該行為は違法になるというものである（平成4

年最高裁判決に関する調査官解説御参照)。そして、この理は、原判決も述べるとおり、1号差止請求の違法性判断にも妥当するものである。

原判決の挙げる不合理な水需要予測のもとで八ッ場ダムのダム使用権設定申請の取下げをせずに利水に関する負担金を納付したという基準は、茨城県知事の昭和60年11月9日の八ッ場ダムのダム使用権設定申請(乙199)を原因行為ととらえ、同知事によるその取下げを財務会計行為を行うに当たってなすべき是正措置ととらえているようであり、少なくともそのような考え方を前提としているように思われる。

しかし、原判決のいうダム使用権設定申請の取下げ(撤退)や参画水量の減量申請(変更)による利水に関する負担金の変更(減免)は、茨城県側の一方的意思表示で実現できるものではなく、原審における被控訴人ら準備書面(17)第2の1(2)及び(3)(5・6頁)並びにそこに掲記の原審における被控訴人ら準備書面に述べたとおり、関係行政機関の長との協議、関係都県知事の同意(議会の議決を含む。)、ダム使用権設定予定者である各都県を代表する知事の同意、それまで納付された同負担金の処理等の所定の手続を経て、「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」の変更をまたなければならぬ。仮に茨城県側の一方的意思表示で八ッ場ダムのダム使用権設定申請の取下げ等をしたとしても、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更がなされない限り、企業局長は、国土交通大臣の納付の通知に基づく利水に関する負担金の国庫への納付を継続しなければならないのであり、その意味で、八ッ場ダムのダム使用権設定申請の取下げや減量申請(変更申請)は、企業局長やその専決権者が利水に関する負担金の国庫への納付に当たって、見直すべき原因行為(原因行為については、上記調査官解説に詳しい。)とはいえないのである。

また、ダム使用権設定申請の取下げ等のいかんは、茨城県の水道行政全般に関わる政策判断事項であり、いち企業局長やその専決権者が、国土交

通大臣の納付の通知に基づく利水に関する負担金の国庫への納付という個別財務会計行為を行うに当たり、その納付や指揮監督の適法性を担保するために見直しをし、必要に応じて是正等をするような性質の行為ではない。この意味でも、ダム使用権設定申請の取下げ等は平成4年最高裁判決のいう原因行為ではないのである。

このように、原判決は、二重の意味で原因行為性のない一般行政上の行為を住民訴訟の審判の対象に持ち込んでしまっている。もし原判決のような考え方が住民訴訟で許容されることになると、住民訴訟は財務会計行為を対象とするという基本的な性格を離れて、その淵源である政策決定の当否（本件では八ッ場ダム建設事業への利水参画の是非を含む茨城県の水道行政全般）までを争いの対象とし得ることになり、住民一人でも提起可能な住民訴訟の対象を公金の支出等の6つの財務会計行為に限定している地方自治法の趣旨やこの趣旨を繰り返し判示してきている最高裁の立場を根底から覆すことになり、妥当ではない。

ウ さらに、原判決は、国土交通大臣の納付の通知の拘束力を無視しているということである。

仮に原判決の枠組設定のように、不合理な水需要予測により茨城県側にダム使用権設定申請の取下げをしなければならない事情があるとしても、それによって国土交通大臣の納付の通知の効力が左右されるものではなく（上記イに述べた手続による八ッ場ダムの建設に関する基本計画の変更が必要である。）、企業局長は、当該通知に従って利水に関する負担金をそれまでと同様に納付しなければならない。茨城県側にダム使用権設定申請の取下げや減量申請（変更申請）を行わなければならない事情があれば、国土交通大臣の納付の通知が違法無効になるなどということはおよそあり得ることではない。

原判決の論理は、茨城県側に不合理な水需要予測によりダム使用権設定

申請を取下げなければならないような事情があれば、拘束力のある国土交通大臣の納付の通知に従うことが逆に違法になるというものであり、的外れな判断基準なのである。

ここで利水に関する負担金（特ダム法7条1項の規定による費用負担）の手續について説明する。原審における被控訴人ら準備書面（3）第2の2(1)（12・13頁）、同（5）の4(2)ア(イ)（14頁）、同（8）の2(2)ア（6頁）及び4(1)イ(イ)（10・11頁）、同（17）第3の2(1)イ（10頁）並びに同（20）第2の2（4・5頁）に述べたとおり、同負担金の納付の手續は、同法施行令11条の3において、国土交通大臣は、負担金の徴収を受ける者（ダム使用权の設定予定者である都道府県）に対し、負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならないとされており、仮に同負担金を納期限までに納付しない場合は、同法7条に違反するほか、地方財政法19条2項において準用する同条1項に違反することとなり、この場合、国土交通大臣は、特ダム法36条3項の規定により、同負担金について、国税の滞納処分の例により強制徴収することができることとされている。また、国土交通大臣は、ダム使用权の設定予定者が同負担金を納付しないときは、特ダム法16条2項2号の規定により、当該設定予定者の設定申請を却下しなければならないとされ、既に納付した負担金についても、ダム使用权設定申請が却下された場合は、新たなダム使用权の設定予定者が決まるまで還付を停止することができ（同法12条ただし書）、同却下によるダム使用权の設定予定者の事業からの撤退により、事業の縮小又は基本計画が廃止されることになれば、還付金の額が減殺されるか零にされることになる（同法施行令14条。なお、平成21年12月11日政令第285号による同法施行令の改正前は、同法施行令14条の2）。

エ 以上に述べたとおり、原判決の判断基準は当を得たものではない。

なお、ハツ場ダムが茨城県の水道事業にとって必要な水源であることは、

被控訴人ら準備書面（１）及び同（３）に詳しく述べた。

- (3) 本件の企業局長及びその専決権者の利水に関する負担金の国庫への納付の適否は、原審における被控訴人ら準備書面（１８）第１（２頁ないし８頁）に述べた最高裁平成２０年１月１８日第二小法廷判決（民集６２巻１号１頁。以下「平成２０年最高裁判決」という。なお、この判決の２次上告審判決は、最高裁平成２１年１２月１７日第一小法廷判決・判タ１３１６号９６頁である。）で示された２つの判断基準のうち、以下の（ア）の基準に従って判断されるべきである。

平成２０年最高裁判決の基準は、原審における被控訴人ら準備書面（１８）第１の１（２・３頁）に述べたとおりであるが、簡潔に表現すると、先行行為（同判決の例は委託契約）により後行行為（同判決の例は買収した土地の買取契約の締結）が義務付けられている場合に、先行行為が（ア）無効であるか、又は（イ）無効ではないものの、取消権、解除権がある場合やこれを解消することができる特殊な事情がある場合に、これらの事情を考慮することなく、漫然と後行行為に及べば、後行の財務会計行為は違法なものになるというものであるが、本件での企業局長の利水に関する負担金の国庫への納付の先行行為は、拘束力のある国土交通大臣の納付の通知という処分であり、これが原因行為であって、これに従わない場合は、上記(2)ウに述べたとおり国税の滞納処分の例により強制徴収されるものであり、また、茨城県知事が国土交通大臣等に対して不服を申し立てたり抗告訴訟を提起したりしても、裁決又は判決により当該通知の取消しが確定するまでは、当該通知の効力は依然として有効なものである。したがって、取消し、解除、解消等私法上の契約を前提とした（イ）の基準が本件に適用される余地はなく、（ア）の基準に従って、国土交通大臣の納付の通知が「無効」であるか否か、すなわち当該通知に従わないことができる「重大かつ明白な瑕疵」が存するか否かを基準として判断されるべきものである。また、このように解することが、行

政処分（行政行為）に関する一般的な考え方に合致するのである。

そして、平成20年最高裁判決は4号損害賠償請求義務付け請求訴訟についてのものであるが、この理は1号差止請求訴訟においても妥当する。八ッ場ダム建設に関する基本計画やこれを前提とする国土交通大臣の納付の通知が無効なものといえない限り、企業局長は、拘束力のある当該通知を無視して利水に関する負担金の国庫への納付を拒否することはできないからである。

- (4) 原審における被控訴人らの準備書面(8)の4(1)ア及びイ(9頁ないし11頁)、同(18)第1の2(1)イ(5頁ないし7頁)並びに同(21)第1の2(2)(5頁)に述べたとおり、何らかの理由で、茨城県企業局の保有水源に余裕(水余り)があったとしても、数ある水源のうち八ッ場ダムについてのみダム使用権設定申請の取下げや参画水量の減量申請(変更申請)をしなければならぬ法律上の義務が発生することはあり得ず、発生すると仮定しても、上記(2)イに述べた必要な手続を経て八ッ場ダムの建設に関する基本計画が変更されない限り同計画を前提とする国土交通大臣の納付の通知の効力には影響を及ぼさず、当該通知が違法無効になるということもあり得ないから、茨城県は当該通知に拘束され、企業局長やその専決権者の利水に関する負担金の国庫への納付が違法になることはそもそもあり得ない。

また、ダム使用権設定申請やその取下げ等のいかんは、清浄安全な水を常時安定的に供給する責務を負う水道行政全般に関わる事項であり、その判断は水道事業者を含む茨城県の裁量判断に委ねられているが、控訴人らの主張するような余裕(水余り)が茨城県に仮にあったとしても、そのことが直ちに八ッ場ダムのダム使用権設定申請の取下げ等に結びつくものではなく(例えば、水源は八ッ場ダムだけではないことから明らかであろう。)、そのような法律上の義務が生ずるわけでもない。

- (5) 以上に述べたとおり、原判決の利水に関する実体判断(判決書66頁9行

目ないし73頁15行目)は、そもそも不要といわざるを得ない。

なお、原判決は、治水に関する負担金については、平成20年最高裁判決を挙げているが(判決書61頁8行目ないし62頁最終行)、利水に関する負担金については同判決の基準を採用していない。利水に関し実体判断に持ち込むためであろうか。

2 治水に関する負担金(原判決の表示:受益者負担金,被控訴人らの表示:地方負担金又は治水負担金)

(1) 原判決は、茨城県知事(以下「知事」という。)及びその専決権者が国土交通大臣の納付の通知に従って治水に関する負担金を国庫へ納付した場合でも、その納付が違法になる場合があるとして、次のように判示している。

まず、争点(2)[本件訴えの適法性(監査請求前置,原告らの主張はそれ自体失当か)](判決書59頁以下)において、「受益者負担金については、…国土交通大臣の納付の通知,水特法負担金については水特協定書,基金負担金については基金協定書(以下,これらを併せて「本件先行行為」という。)に基づいて本件財務会計行為を行うものであるが,各負担金の額は,それぞれ国土交通大臣又は関係都県の協議結果によって決められるものであり,被告らは,法令上原則としてこれを尊重すべきものとされているのであるから,被告らが,本件先行行為に基づき負担金の納付を求められた際に,その一方的意思により本件先行行為の法的拘束力を免れることができないことは明らかである。」(判決書61頁8行目ないし16行目)とした上,「そうすると,被告らが,受益者負担金…を納付する場合において,本件先行行為に重大明白な瑕疵があり違法無効であると認められる場合には,被告らは,無効な先行行為に基づく義務の履行として本件財務会計行為をしてはならないという財務会計法規上の義務を負っていると解すべきであり,被告らがその義務に違反して本件財務会計行為をしたと認められるのであれば,それは違法

というべきである。」(判決書62頁6行目ないし11行目)とするにとどまらず、「また、本件先行行為が私法上無効ではないものの、これが違法なものであって、被告らがその取消権又は解除権を有しているときや、本件先行行為が著しく合理性を欠きそのため本件財務会計行為に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、客観的にみて被告らが本件先行行為の効果を免れることができる事情があるときにも、被告らは、これらの事情を考慮することなく、漫然と違法な先行行為に基づく義務の履行として本件財務会計行為をしてはならないという財務会計法規上の義務を負っていると解すべきであり、被告らがその義務に違反して本件財務会計行為をしたと認められるのであれば、それは違法というべきである。」(判決書62頁12行目ないし20行目)との判示を付け加えている。

そして、争点(4)[茨城県の治水関係の八ッ場ダム建設にかかる負担金の支出等の違法性](判決書73頁以下)において、「・・・本件先行行為たる国土交通大臣の納付の通知(治水に関する受益者負担金)に重大明白な瑕疵があり違法無効であるか、又は、これら先行行為が違法でありかつ被告知事が取消権、解除権を有しているとき、若しくはこれら先行行為が著しく合理性を欠きそのためその先行行為に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ客観的にみて被告知事が本件財務会計行為を回避することのできる特殊な事情があるときには、被告知事は、本件財務会計行為をするに当たっては、本件先行行為の瑕疵を考慮することなく、漫然と違法な本件先行行為に基づく義務の履行としての本件財務会計行為をしてはならないという注意義務を負っているものと解される。したがって、以下、このような財務会計行為上の注意義務違反があったといえるかにつき判断する。」(判決書73頁18行目ないし74頁7行目)として、八ッ場ダムの治水効果等について判示した上(判決書74頁8行目ないし77頁18行目)、「よって、八ッ場ダムの治水効果が見込めないことが明らかであるなどの特段の事情を

認めるに足りる証拠はない。」(判決書77頁19・20行目)としている。

(2) しかし、原判決のこのような枠組の設定は、国土交通大臣の治水に関する負担金の納付の通知に知事が従ってはならず、これに従って同負担金を国庫に納付すれば違法になる場合として、当該通知が「違法無効」の場合を挙げている点は首肯できるにしても、それに加えて、「先行行為(国土交通大臣の納付の通知)が著しく合理性を欠きそのためその先行行為に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ客観的にみて知事が本件財務会計行為を回避することのできる特殊な事情があるとき」というこれまでに例のない新たな基準を作り出しているという点は適切とは思われない。

この基準は、上記1(3)に述べた平成20年最高裁判決の判示事項(イ)の無効ではないものの、取消権、解除権がある場合やこれを解消することができる特殊な事情がある場合(正確にいうと「先行取得の委託契約が私法上無効ではないものの、これが違法に締結されたものであって、当該普通地方公共団体がその取消権又は解除権を有している場合や、当該委託契約が著しく合理性を欠きそのためその締結に予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ、客観的にみて当該普通地方公共団体が当該委託契約を解消することができる特殊な事情がある場合であるにもかかわらず当該普通地方公共団体の契約締結権者がこれらの事情を考慮することなく、漫然と違法な委託契約に基づく義務の履行として買取りのための売買契約を締結したとき)を一部信用したものであろうが、(イ)の判示事項は判示自体から明らかなおり、私法上の契約(委託契約と売買契約)に関してのものであって、行政処分に妥当する基準ではない上、そもそも何故に上記のような新たな基準が本件で導かれるのか不明だからである。繰り返しになるが、国土交通大臣の納付の通知は、知事に対する具体的な処分であり、それに「重大かつ明白な瑕疵」があって「無効」といえる場合を除き、知事はこの処分に拘束されるのであり、また、当該通知が無効でない限り、知事が国土交通大臣

等に対して不服を申し立てたり抗告訴訟を提起したりしても、裁決又は判決により当該通知の取消しが確定するまでは、当該通知の効力は依然として有効である。「納付の通知が著しく合理性を欠きそのため予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ客観的にみて知事が国庫への納付を回避することができる特殊な事情があるとき」には、単に国土交通大臣の納付の通知に従わないことができるにとどまらず、進んで納付すれば違法になるなどということはある得ないことである。治水に関し実体判断に持ち込むためであろうか。

ここで、治水に関する負担金（河川法63条1項の規定による費用負担）の手續について説明する。原審における被控訴人ら準備書面（3）第2の1（11・12頁）、同（5）の4(2)ア(7)（13・14頁）、同（6）の5(1)（9・10頁）、同（13）の1(2)（2・3頁）及び同（17）第3の1(2)（9頁）に述べたとおり、同負担金は、同法64条1項の規定に基づき国庫に納付しなければならないとされており、その納付の手續については、同法施行令38条1項において、国土交通大臣は、都道府県に対し負担すべき額を納付すべき旨を通知しなければならないとされ、仮に同負担金を納期限までに納付しない場合は、同法64条1項に違反するほか、地方財政法19条2項において準用する同条1項に違反することとなり、この場合、河川管理者である国土交通大臣は、河川法74条3項の規定により、同負担金について、国税の滞納処分の例により強制徴収することができることとされている。

(3) 本件の知事及びその専決権者の治水に関する負担金の国庫への納付の適否は、上記1に述べた利水に関する負担金と同様、国土交通大臣の治水に関する負担金の納付の通知が「無効」であるか否か、すなわち当該通知に従わないことができる「重大かつ明白な瑕疵」が存し、これに従って同負担金を国庫に納付することが違法と評価されるか否かを基準として判断されるべきものである。このように解することが、平成20年最高裁判決に沿うものである。

り、また、行政処分（行政行為）の一般的な考え方に合致するからである。

原審における被控訴人ら準備書面（18）第1の2(1)ア（4・5頁）及び同（21）第1の4（6頁ないし9頁）に述べたとおり、治水の基礎となる「利根川水系工事実施基本計画」や「利根川水系河川整備基本方針」（河川整備計画は策定中）に重大かつ明白な瑕疵があり、あるいは、ダム自体（ダムサイト・地すべり）に重大かつ明白な瑕疵（欠陥）があることにより、「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」やこれを前提とした国土交通大臣の納付の通知が違法無効となるような事態は本件では想定し得ず、したがって、知事は当該通知に拘束され、知事の治水に関する負担金の国庫への納付が違法になるということはない。

ア 治水対策について

治水対策につき、控訴人らは、利根川の治水対策の基礎となる八斗島基準地点の基本高水のピーク流量は過大である、カスリーン台風が再来してもハッ場ダムの治水効果はない、ハッ場ダムは茨城県にとって著しい利益はない等と主張しており（これらの主張に対する反論の詳細は、被控訴人ら準備書面（2）及び同（4）のとおりである。）、これは、これらの重大かつ明白な瑕疵（欠陥）により、利根川水系工事実施基本計画や利根川水系河川整備基本方針等は無効であり、ハッ場ダムの治水対策はこれらを前提としたものであるからハッ場ダムの建設に関する基本計画も同様に無効であり、そのため国土交通大臣の治水に関する負担金の納付の通知も無効であるということなのであろう。なお、原判決のいう国土交通大臣の納付の通知が著しく合理性を欠きそのため予算執行の適性確保の見地から看過し得ない瑕疵が存し、かつ客観的にみて知事が治水に関する負担金の国庫への納付を回避することのできる特殊な事情があるときなどという基準を設定するのが不適切ではあることは、上記(2)に述べたとおりである。

しかし、利根川の洪水防御のための目標流量（基本高水のピーク流量等）

をどのように設定し、どのようにダム等の洪水調節施設で調節し、どのような流量を河道に流下させ、どのような河道整備を行うか等は、河川の重要度、既往洪水による被害の実態、経済効果等を総合的に考慮し、河川工学の専門家等で構成される河川審議会（現社会資本整備審議会）の意見を聴いて、河川管理者である国土交通大臣が定めるものであり、同大臣の大幅な裁量に委ねられているものである。

控訴人らの指摘する基本高水のピーク流量の設定や八ッ場ダムの治水効果等については、被控訴人ら準備書面（２）及び同（４）に述べたとおり、河川審議会（現社会資本整備審議会）の審議を経て定まる極めて専門性の高い分野であり（利根川水系における流出解析の方法論と基本高水の流量については、日本学術会議の評価をも受けている。）、高度に専門的な分野の専門家の判断に委ねられているものであって、その結果を反映した利根川水系工事实施基本計画や利根川水系河川整備基本方針等についても同様であり、仮にその内容に齟齬があったとしても、それをもって「重大な瑕疵」ということはできず、これらを前提とした八ッ場ダムの建設に関する基本計画や国土交通大臣の納付の通知にも同様に重大な瑕疵があるということとはできない。

また、国土交通大臣の納付の通知を拒否するためには、その瑕疵が何人の判断によっても、少なくとも当該通知を受けた都県にとってほぼ同一の結論に到達し得る程度に客観的に明らかであることを要すると考えられるが（最高裁昭和３７年７月５日第一小法廷判決・民集１６巻７号１４３７頁、最高裁昭和３６年３月７日第三小法廷判決・民集１５巻３号３８１頁）、高度に専門的な分野の専門家の判断に仮に齟齬があったとしても、それをもって何人（当該通知を受けた都県）の判断によってもほぼ同一の結論に到達し得る程度の瑕疵ということができないことは明らかであり、したがって、八ッ場ダムの建設に関する基本計画やこれを前提とする国土交通大

臣の納付の通知に「明白な瑕疵」があるということもできない。

したがって、国土交通大臣の納付の通知に基づく知事の治水に関する負担金の国庫への納付が違法になるということはそもそもあり得ないのである。

このため、治水に関する実体判断は、重大かつ明白な瑕疵の存否の点で若干の言及はあり得ても、原判決のような実体判断（判決書74頁8行目ないし77頁20行目）は、そもそも不要だったといわざるを得ない。

イ ダムサイト・地すべり、環境への影響について

ダムサイト・地すべりの問題は、技術上解決できる事柄である。したがって、仮に控訴人らが指摘するような問題があっても、現在国土交通省がとっている措置により技術的に解決可能である旨の判示をされれば足りたと思われる。

また、環境問題は、茨城県に対する財務会計行為上の不法行為の成否や茨城県の財務会計行為（特に茨城県における財産上の損害の発生の有無ないしその可能性）とは全く関係がない。

このため、原判決のこの部分の実体判断（判決書77頁21行目ないし82頁17行目）もまた、不要であったといえる。

ウ 付言すると、住民訴訟の提起には、住民監査請求前置主義がとられているが、監査委員の職務権限には自ずから限界があり、とりわけ控訴人らの主張する利根川の治水対策、群馬県の山中のダムサイト地盤や地すべりの危険性、環境問題は、国や茨城県ではない別の地方公共団体の事務、区域に関するものであって、控訴人らは、茨城県監査委員の監査の全く及び得ないものまでを住民監査請求の対象とし、ひいては住民訴訟の対象としているのであり、甚だ妥当性を欠いているといえるのである。

3 水特法負担金及び基金負担金

(1) 原判決は、企業局長の水特法負担金及び基金負担金の支出の適否については、上記2(1)において指摘したとおり、治水に関する負担金に係る国土交通大臣の納付の通知と並ぶ先行行為の問題（平成20年最高裁判決の（ア）及び（イ）の基準の問題）として扱っており（判決書61頁9行目ないし11行目）、水特法負担金についての水特協定書、基金負担金についての基金協定書は、茨城県が八ッ場ダムにより利水上及び治水上利益を受けないとはいえないから、無効であるとはいえず、これらに基づく水特法負担金、基金負担金の支出が違法であるとはいえないとしている（判決書83頁13行目ないし19行目）。

(2) 水特法負担金及び基金負担金の支出は、水特法負担金についての水特法協定書（乙43）と基金負担金についての基金協定書（乙48）により義務付けられており、その判断基準は平成20年最高裁判決の判断基準の（ア）及び（イ）の双方によるべきである（なお、被控訴人らは、原審における被控訴人ら準備書面（18）第1の2(2)（7・8頁）において、（イ）の判断基準によるべきであるとしたが、訂正する。）。

水特法負担金及び基金負担金は、いずれも茨城県がダム使用权設定予定者として八ッ場ダム建設事業に参画したことに伴い締結した水特法協定書及び基金協定書等により支出が義務付けられているものであるが、控訴人らは、水特法協定書及び基金協定書等の締結等の違法事由として、上記1に述べた利水に関する負担金の国庫への納付と同様の水余りだから八ッ場ダム建設事業に参画する利水上の必要性がないとしか主張しておらず（別途個別の違法事由の主張はない。）、これにより八ッ場ダム建設事業の利水参画者間で締結された水特法協定書及び基金協定書等が私法上無効になることはあり得ないし、また、茨城県側の利水上必要がないとの理由により、一方的にこれら協定書を取り消し、解除し、あるいは解消することもできない。

したがって、企業局長の水特法負担金及び基金負担金の支出が違法になることはあり得ない。

なお、水特法においては、水特法負担金の負担者として治水上の利益がある地方公共団体も予定されていることから（水特法12条1項2号ホ）、水特法負担金及び基金負担金（利根川荒川基金は、水特法に基づく水源地対策を補完するきめ細かな対策を推進する目的を有する（乙45の1・2）。）について、控訴人らも原判決（判決書83頁14行目）も治水上の利益についても言及しているが、八ッ場ダム建設事業については、茨城県を含め利水者において水特法負担金及び基金負担金を負担しているため（茨城県では、企業局長及びその専決権者がこれら負担金を支出している。）、治水上の利益は本件では関係がない。このことは原審における被控訴人ら準備書面（3）第1の2(2)及び(3)（8頁ないし11頁）に述べたとおりである。

4 一般会計繰出金

- (1) 原判決は、一般会計から水道事業特別会計への繰出しの適否については、上記1(1)において指摘したとおり、企業局長の利水に関する負担金の国庫への納付の適否とともに判断しており（判決書61頁4行目ないし7行目）、その財務会計行為に違法はないから、知事が利水に関する負担金の支出を補助する目的で繰り出したことについても違法ではないとしている（判決書82頁19行目ないし83頁6行目）。
- (2) 一般会計から水道事業特別会計への繰出しは、地方公営企業法18条1項に基づき、水道事業の経営基盤の強化及び資本費負担の軽減等を目的として、「総務省自治財政局長通知」（乙138）に定められている繰出しの基準に基づいて行われており、その対象は八ッ場ダムに係る建設改良費及び建設改良費に相当する企業債の元利償還金である。

そして、八ッ場ダム建設事業に係る建設改良費は、特ダム法7条1項の利

水に関する負担金であり、国土交通大臣の納付の通知によりその納付が義務付けられているものであって、上記1に述べたとおり、当該通知が違法無効ということはあり得ないから、国庫への納付が違法無効となることもあり得ない。また、八ッ場ダム建設事業の建設改良費に相当する企業債の元利償還金については、借入金の元利金として返済義務があるものであるから、その返済が違法となることはない。

したがって、一般会計からの繰出しが違法になることはあり得ない。

5 小括

上記1ないし4に述べたことから明らかなおおり、本件においては、八ッ場ダム建設事業の利水上、治水上の必要性等に関する実体審理や実体判断をまつまでもなく、控訴人らの主張は主張自体失当のものとして退けられるべきものである。

このことについて、被控訴人らは原審において繰り返し主張してきたところであるが、本件の関連訴訟である東京地裁に引き続き原審（千葉地裁，前橋地裁も同じ。）が実体審理に踏み込んだことや本件の八ッ場ダム建設事業が政権交代に伴い大きな政治問題化したことから、被控訴人らは、実体についても理解を得る必要があると考え、あえてこれまでの準備書面で実体についての詳細な説明をしてきたものである。被控訴人らの意図は実体についての御判断を求めらるものでないことはもとより、本件で実体判断に踏み込むことはかえって財務会計行為に限定されるという住民訴訟の性質を歪めるおそれがあり、適切ではないと考えている。

第2 控訴人らの主張に対する反論

1 利水に関する負担金関係（控訴理由書第1部（3頁ないし13頁））

(1) 原判決の負担金支出の違法性の判断基準について（控訴理由書第1部第1（3頁ないし6頁））

控訴人らは、原判決が財務会計行為の違法性の有無に関する一般的な判断基準を定立する段階で、実質的には地方自治法2条1項や地方財政法4条1項の存在を無視し、行政に無制限の裁量を許すような解釈になっている旨主張している。

原判決は結論において正当ではあるが、本件は、上記第1の1及び2に述べたとおり、利水に関する負担金についても治水に関する負担金についても、国土交通大臣の納付の通知が「無効」であるか否か、すなわち当該通知に従わないことができる「重大かつ明白な瑕疵」が存するか否かを基準として判断されるべきものである。水特法負担金や基金負担金についても、基本的には同様である。

なお、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項の趣旨等については、原審における被控訴人ら準備書面（5）の6（2）ア（19頁ないし23頁）、同（6）の6（1）（12頁）及び同（21）第1の2（3）（6頁）に述べたとおりである。

(2) 裁量逸脱の判断の司法審査の基準について（控訴理由書第1部第2（6頁ないし11頁））

控訴人らは、最高裁平成18年2月7日第三小法廷判決（判時1936号63頁。公立学校施設の目的外使用不許可処分に係るもの）、最高裁平成18年9月4日第二小法廷判決（判時1948号26頁。公園に関する都市計画の決定に係るもの）及び最高裁平成18年11月2日第一小法廷判決（民集60巻9号3249頁。都市高速鉄道に係る都市計画の変更に係るもの）を引用した上で、裁量権行使に当たっての考慮要素を可能な限り具体的に抽出

し、裁量権の逸脱ないし濫用の有無を判断しなければならない旨主張している。

この控訴人らの主張は、本件の利水に関する負担金の国庫への納付の適否とは全く関係がなく、失当のものであるが、付言すると、本件において控訴人らが主張している裁量権の範囲なるものはダム使用权設定申請を取り下げるか否かであり、仮に取り下げるにしても、当該判断は水の安定供給の見地から相当長期間にわたる見通しに基づき多角的総合的な判断をもとに行われるものであろうが、控訴人らの主張は、全く事案が異なる行政処分に係る裁量権の範囲に関して各判例が示した判断の枠組が本件にも適用されるとするもので、誤った見解である。

(3) ハッ場ダム（水道事業）の場合の判断基準と考慮要素について（控訴理由書第1部第3（11頁ないし13頁））

控訴人らは、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項等の規定を挙げ、縷々主張しているので、順次反論する。

ア 控訴人らは、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項等を列挙し、企業局長が利水に関する負担金を支出することは、当該条文に違反する旨主張している。

この控訴人らの主張は、単に条文を抽象的に並べただけのものでしかなく、上記負担金の国庫への納付の仕組の中で具体的にどの行為が何故に各法条違反になるのか示しておらず、無意味な主張でしかない。しかも、このような一般条項によって、上記負担金の国庫への納付が違法となることもあり得ない。二重の意味で主張自体失当の主張である。

なお、地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項の趣旨等については、上記(1)に述べた。

イ 控訴人らは、福岡県志免町が大規模マンションの供給事業者に対し給水契約の締結を拒否したことについて、水道法15条の「正当の理由」に該

当するかどうか争われた事案についての最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決（判時1682号40頁）及び同事案の控訴審判決（福岡高裁平成7年7月19日判決・判時1548号67頁）を引用し，地方自治法2条14項や地方財政法4条が規定する「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という最少経費原則は，水道法2条の2の趣旨に含まれていることを裁判例が認めている旨主張している。

しかし，このようなことは，上記最高裁判例等を引用するまでもなく当然のことである。

また，地方自治法2条14項及び地方財政法4条1項の趣旨等については，上記(1)に述べた。

ウ 控訴人らは，水道事業については，「現実的な人口動向等を踏まえて的確な需要予測を行い，当該団体にとって水源開発が本当に必要なのか，あるいは必要とされる水量はどの程度なのかをはっきりさせるとともに，節水その他の水需要抑制策や広域的な見地からの既存水源の活用，転用等の可能性についても真剣に検討し，投資規模の抑制を図ることが何よりも重要」とされているところ（細谷芳郎「図解地方公営企業法」262頁。なお，控訴人らは，この文献につき「甲C29」（控訴理由書13頁）と表記しているが，当該甲号証は提出されていない。），原審においてはこのような観点での司法審査が欠落している旨主張している。

同文献における記述は，地方公営企業法に基づき設置された水道事業の運営における一般原則の域を出るものではなく，そこに記述されているような点は，当然，茨城県企業局においても実行されている。すなわち，茨城県企業局では，地方公営企業法3条が規定する経営の基本原則に基づき事業運営を行っており，人口動向等を踏まえた的確な水需要予測を行い安定給水に必要な水源を確保し，安定給水に努めてきている。このことは，被控訴人ら準備書面（1）及び同（3）に詳しく述べたとおりである。

2 治水に関する負担金関係（控訴理由書第3部（24頁ないし36頁）及び第7部2(2)（158頁））

控訴人らは、人見剛教授の意見書（甲A13，甲A19）を提出し、治水に関する河川法63条1項に基づく治水に関する負担金についての原判決の判断は誤りである旨主張しているので、順次反論する。

(1) 控訴人らは、受益者負担金の支出が違法か否かは、①茨城県が八ッ場ダムによって著しく利益を受けるか、②八ッ場ダムが河川法に基づく河川管理施設としての性状と機能を具備するか（ダムサイト及び地すべりの危険性の有無）、③八ッ場ダム建設計画の治水対策上の合理性の有無、④環境保護法令への適合の有無の4点によって判断されるべきである旨主張している（控訴理由書第3部第2（25頁ないし30頁））。

知事の治水に関する負担金の国庫への納付の適否についての判断基準については、上記第1の2に述べたとおりである。控訴人らの主張は、控訴人ら独自の見解にすぎず、無意味なのであるが、念のためコメントすると、まず、上記①については、被控訴人ら準備書面（2）第1（5頁ないし29頁）並びに同（4）第3の1（32頁ないし34頁）に述べたとおりであり、上記②及び④については、上記第1の2(3)イ並びに被控訴人ら準備書面（5）及びそこに掲記の原審における被控訴人ら準備書面に述べたとおりであり、上記③については、被控訴人ら準備書面（2）第1及び第2（5頁ないし39頁）並びに同（4）第1及び第2（3頁ないし31頁）に述べたとおりである。

また、控訴人らは、上記①ないし④の主張が認められる場合には、当該負担金は地方財政法25条1項に基づき法令の定めるところに従って使用されることがあり得ないものであるから、同条3項の規定により、茨城県はその負担を拒否すべき義務がある旨主張している（控訴理由書第3部第2の5（28・29頁））。

しかし、この主張は、上記①ないし④の繰り返しであるため反論の限りではない。

なお、地方財政法25条3項については、原審における被控訴人ら準備書面(17)第4の2(5)(28・29頁)に述べたとおり、治水に関する負担金の治水目的への使用は、同項の「法令の定めるところ」の使用そのものである。このことについては、本件と同種の千葉地裁平成22年1月19日判決(乙267の1の62頁11行目ないし24行目)が的確に判示している。

(2) 控訴人らは、原審は平成4年最高裁判決が受益者負担金の支出の差止めを求める本件にも適用があるとしたが、河川法63条1項の「著しい利益」の存否が審理の対象となる本件においては同判決の射程外である旨主張している(控訴理由書第3部第3(30頁ないし32頁)。控訴人準備書面(3)第2章(44頁ないし55頁)も同旨)。

本件は、上記第1の1及び2に述べたとおり、利水に関する負担金についても治水に関する負担金についても、平成4年最高裁判決(判示事項の1)を前提に、平成20年最高裁判決の枠組で判断されるべきものである。

なお、原判決も、実体判断に踏み込んでいるという点及び平成20年最高裁判決の判示事項を一部曲げて本件に適用しているという点で適切さを欠いているが、これら2つの最高裁判決を引用している。

(3) 控訴人らは、最高裁平成18年11月2日第一小法廷判決(民集60巻9号3249頁。都市高速鉄道に係る都市計画の変更に係るもの)を引用し、さらに、控訴人準備書面(3)第6の5(40頁)において、最高裁平成18年9月4日第二小法廷判決(判時1948号26頁。公園に関する都市計画の決定に係るもの)及び東京高裁平成17年10月20日判決(判時1914号43頁。公立学校施設の目的外使用不許可処分に係るもの)を追加して引用した上で、八ッ場ダムがいつ必要となるのかも不明であることなどから、「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」は合理性がない旨主張している

(控訴理由書第3部第4(32頁ないし36頁))。

控訴人らの主張は、一方的な思い込みに基づく独自の主張を展開しているにすぎず、あえて反論するまでもないであろう。

なお、上記判例・裁判例は、都市施設に係る都市計画の決定・変更又は行政財産の目的外使用許可についての裁量権の逸脱又は濫用の有無に関する審査基準を示したものであり、本件とは事案を全く異にし、また、控訴人らのこれらの事案の把握も正確とはいえない。

(4) 控訴人らは、ハツ場ダム建設事業が環境保護法令に違反すれば、同事業への河川法負担金(公金)の支出が違法となると解する根拠として、最高裁平成5年9月7日第三小法廷判決(判時1473号38頁。いわゆる「織田が浜埋立差止請求事件」)を挙げている(控訴理由書第7部2(2)(158頁))。

当該事件は、財務会計行為の前提行為たる埋立免許の審査基準の中に環境保全に係る基準があり、当該埋立免許は同基準を満たさない違法なものであるとして当該埋立事業に係る公金支出の適否が問われたものであるが、自然環境を保全すべき権利の侵害の救済を求める訴えは争訟性を欠くなどとして訴えを却下した原審の判断に対し上記最高裁判決はこれを破棄差戻したことから、控訴人らはその主張の根拠として上記最高裁判決を引用しているようである。しかし、上記最高裁判決は、訴えの内容が特定の財務会計行為の差止めを求めるという住民訴訟制度の形式的要件を満たしていることが認められる以上、当該訴えが争訟性を欠く不適法なものとはいえないとしたものであり、環境法令違反を理由とする住民訴訟が許容されることを当然の前提としているものではない。控訴人らの主張は誤解に基づくもので、失当である。

なお、差戻後の控訴審では、環境への影響を主張する控訴人(原告)らの主張は認められず、控訴は棄却されている(高松高裁平成6年6月24日判決・判タ851号80頁)。

3 水特法負担金及び基金負担金関係（控訴理由書第8部第1（159・160頁））

(1) 控訴人らは、負担金の支出を内容とする水特協定書及び基金協定書を群馬県等との間で締結することは公序良俗に反し、又は心裡留保に基づくものであるから無効である旨主張している。

控訴人らの主張は、一方的な思い込みに基づく独自の主張を展開しているにすぎず、あえて反論するまでもないであろうし、また、この点は原判決が的確に判示している（判決書83頁15行目ないし17行目）。

なお、水特協定書及び基金協定書が無効でないこと、取り消し、解除し、又は解消できるものでないことは、上記第1の3に述べたとおりである。

(2) 控訴人らは、水特協定書及び基金協定書が公序良俗に反し、又は心裡留保に基づくもので無効とはいえないとしても、いずれの協定書も協定に疑義が生じた場合は協議の上処理する旨の規定があり（乙43の10条、乙48の4条）、知事が負担金の支出を拒否することを想定しているのであるから、漫然と負担金を支出することは違法である旨主張している。

この控訴人らの主張も、上記(1)と同様、一方的な思い込みに基づく独自の主張を展開しているにすぎず、あえて反論するまでもないであろうが、付言すると、協定に疑義が生じた場合に協議の上処理する旨の規定は、知事が負担金の支出を拒否することを想定しているものではないことは一見して明らかであり、また、上記第1の3に述べたとおり、水特法負担金及び基金負担金については、いずれも知事の一方的意思によって解消し、負担金の支出を免れたりその額を増減することはできない。

4 一般会計繰出金関係（控訴理由書第8部第2（160・161頁））

控訴人らは、茨城県は八ッ場ダム建設事業により利水上の利益を得る必要性がないのであるから、一般会計から水道事業会計への繰出しは違法な公金の支

出である旨主張している。

本件の一般会計からの繰出しが違法になることはあり得ないことについては、上記第1の4に述べたとおりである。

なお、茨城県がハッ場ダム建設事業により利水上の利益を得る必要性があることについては、被控訴人ら準備書面（1）及び同（3）に述べたとおりである。

5 ダム使用权設定申請を取り下げる権利の行使を怠る事実の違法関係（控訴理由書第9部（162頁））

控訴人らは、ダム使用权設定予定者たる地位は、特定多目的ダム法上規定される包括的な地位であって、地方自治法238条1項7号の「出資による権利」に該当し、同法237条1項の財産（公有財産）に当たるから、ダム使用权の設定の申請を取り下げる権利の行使を怠る事実は同法242条1項の「財産の管理を怠る事実」として違法である旨主張している。

この控訴人らの主張に基づく請求に係る訴えを不適法却下した原審の判断（判決書57頁11行目ないし59頁9行目）は、もとより正当である。

なお、この点についての被控訴人らの主張は、原審における答弁書（本案前の答弁）第2の1（2・3頁）及び原審における被控訴人ら準備書面（6）の1（2頁ないし4頁）に述べたとおりである。

第3 結論

以上に述べてきたとおり、本件は、地方公共団体の国庫への負担金の納付等の財務会計行為に藉口して、住民訴訟の予定していない国の事業を対象にして争っているものであり、また、間接民主制のもとで県民により選出された長、議会議員が決定した政策問題について、地方自治法75条に基づく事務監査請求に係る選挙権者の50分の1以上の連署によることもなく、296万県民の総意とは無

関係のわずか20名の者が、法律上の利害関係を有するダム建設地住民の意向や利根川の氾濫によって生命、身体、財産に危険が及ぶ沿川住民の意向を省みることなく、何の正当性もないのに、ハッ場ダムは茨城県では水余りだから利水上必要がない、茨城県にとって利根川の治水対策上必要がないなどと政策論を述べ、これに地方財政法違反などという法律論をこじつけて提起している訴訟である。

原審は、このような濫用訴訟を不適法として却下する選択肢はとられなかったが、仮に当審におかれてこのような立場を踏襲されるにしても、ハッ場ダム建設事業の実体判断は不要なものであることは明らかであるため、本件については、直ちに結審されて然るべきものとする。

以 上